

とよだ保育園の民営化について (ガイドライン)

平成28年2月

日野市子ども部保育課

1. ガイドラインの目的

日野市では、平成13年度以降、認可・認可外の種別を問わず、保育施設の新設を継続的に支援し、受入枠の拡大に努めてまいりました。平成27年度当初までで25の施設を新設したほか、施設の定員増に取り組み、1,422人分の定員を拡大しました。施設の新・増設と並行して、既存施設の定員弾力化等の取り組みも進めてまいりましたが、待機児数が下降傾向を示す気配は全く見えません。平成22年度から平成23年度にかけて減少した待機児数（162人→122人）も、平成24年度に再び増加に転じ、平成27年4月1日現在の待機児童数は164人となっています。

子育て家庭への支援事業は保育園の整備のみならず、在宅で子育てをしている方への支援、発達障害など配慮が必要な子どもたちへの支援、子ども家庭支援センターや児童館等で実施している事業など多岐にわたります。待機児童解消と合わせて、市民の幅広いニーズに応えていくためには、経営資源の最適配分を図っていく必要があります。

デフレの長期化や円高の加速化、欧州経済危機等を背景に、製造業の国内再編や海外移転の動きが一段と激しさを増し、日野市でも有力企業の事業撤退や市外移転の動きが顕著になりました。日野市の歳入の根幹をなす市税収入が落ち込み、平成22年度には普通地方交付税の交付団体となっています。一方で、扶助費等の義務的経費は年々増加しており、また、老朽化した公共施設の建替え・改修など、大きな財政負担を伴う行政課題が山積しています。このような課題解決を図るため、平成23年7月に第4次日野市行財政改革大綱を策定し、厳しい財政状況を見据えた行財政改革の取り組みを進めているところです。公立保育園の運営は、利用者負担額（保育料）を除く運営費を全額市税で賄っておりますが、民間保育園については、運営に係る国・都の負担制度があるため、市の財政負担は大幅に軽減されています。そのため、公立1園を民営化することで、乳幼児の受入枠を倍近くまで拡大することが可能となり、待機児童解消を更に推進することができます。公立保育園の民営化は、待機児童解消に向けて、保護者の方々の要望にしっかりと応えていくためにも、避けて通ることのできない課題です。

公立保育園の民営化を進めるに当たって、保護者の理解と協力は欠かせません。民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るため、民営化に関して必要な基本的事項を定めたガイドラインを策定することとしました。

このガイドラインはとよだ保育園の民営化に適用しますが、本ガイドラインを今後の公立保育園民営化にあたっての基礎とし、見直し・検討を行いながら引き継いでいきます。

2. 民営化の進め方

- ①民営化にあたっては、本ガイドラインを基本とし、保護者への十分な情報提供を行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施します。
- ②保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視して、民営化に取り組みます。
- ③民営化にあたっては、保護者に新たな費用負担が発生しないように努め、新たな費用負担が生じた場合には、市と保護者で協議し、保護者のご理解をいただきながら決定します。

3. 運営形態

民営化の方式は、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性を考慮し、民間事業者が民間保育園として運営する「民設民営」（設置者、運営者ともに民間事業者）方式とします。

4. 委託事業者の選定方法

- ①優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした公募を行います。応募がない場合は、社会福祉法人以外の事業者にも範囲を広げて公募を行います。
- ②事業者の公募方法及び選定方法は、「とよだ保育園民営化事業者公募要領」で定めます。公募要領は、保護者と協議するとともに学識経験者の意見を取り入れて作成します。
- ③市は、多くの事業者が公募に参加するための周知に努め、委託事業者が複数事業者の中から選定できるように最大限の努力を行います。
- ④事業者の選定をするための委員会を組織し、委員にはとよだ保育園の保護者代表（複数名）、学識経験者、公立保育園園長職を含めることとします。

5. 運営事業者の条件

- (1) 保育の質や経営の安定性を確保するため、事業者には、以下の事項を遵守することを求めます。
 - ①「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
 - ②保育所の整備・運営にあたっては、関係法令及び都・市の指導を遵守すること。
（参考）保育事業者が遵守すべき関係法令
 - ③職員研修等の人材育成を積極的に行い、専門知識や経験、意欲のある質の高い職員を確保すること。
 - ④園長及び主任保育士は常勤・専任とし、管理職としての資質・能力と経験を有する者とする。
 - ⑤事業運営においての健全性や透明性を確保し、安定的・継続的に保育園運営を行うこと。
 - ⑥職員による給食の施設内調理、食物アレルギー対応を行うこと。
 - ⑦障害児保育や地域の子育て支援に積極的に取り組むこと。

- ⑧保育の質の向上やサービス改善に向け、第三者評価制度の積極的活用や苦情処理制度の整備を行うこと。
- ⑨保育園の開所時間は午前7時から午後6時までを基本とすること。
- ⑩延長保育時間は午後6時から最低1時間以上とすること
- ⑪休園日は日曜日、国民の休日に関する法律に定める休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とすること
- ⑫定員は130名とし、職員配置は日野市の職員配置基準に準じること。定員内訳については市と協議の上、決定すること。
- ⑬延長保育料、その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。費用の徴収を行うときは保護者の理解を得てから実施すること。
※民営化事業者が設定する延長保育料と公立保育園の延長保育料に差額が発生する場合は、民営化前の在園児については差額分を市が負担します。
- ⑭民営化にあたっての子ども・保護者の負担を最小限にするよう努め、保護者との協議は誠実に積極的に行うこと。保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うための保護者・市・事業者で構成する三者協議会では、保護者の意見を十分に傾聴しながら保護者との信頼関係を構築し、子どもたちへの負担軽減、円滑な引継ぎを図ること。民営化実施後も、話し合いの取り決めどおりに保育が実施されているか、問題は生じていないか等について、三者のいずれかの要望に基づき三者協議会を開催すること。

(2) 公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、事業者には以下の事項を誠実に履行することを求めます。

- ①子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化を実施するため、民営化の1年前から、事業者の保育士がとよだ保育園の保育に入り、引継ぎ準備を開始すること。民営化の6か月前からは、とよだ保育園の各クラスに担任予定者を配置し、また、調理員についても勤務に入ること。
※合同保育期間中の事業者の費用負担については市と事業者で協議して決定します。
- ②民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。
※市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援や調整、改善・指導を行います。
- ③民営化後も、とよだ保育園の1～4歳の各クラス担任を、民営化後の2～5歳クラスに1年間派遣し合同保育を実施すること。合同保育の期間については、子どもたちの様子や園の運営状況を勘案し、三者協議会の決定により短縮できるものとします。

6. 事業者の公表

- ①事業者の決定から民営化の移行まで1年以上の期間を確保します。
- ②事業者の公表はとよだ保育園の保護者及び広く市民に行います。

7. 民営化の進行管理について

- ①市は、事業の引継ぎが予定通りに実施されているかどうかについて進行管理を行います。
- ②運営事業者の職員採用状況、園舎の工事進捗状況等を確実に把握し、問題が生じていないかどうか確認していきます。
- ③民営化の実施に関して問題が発生した場合は市が調整に入り、改善・指導を行い、解決を図ります。

8. 民営化後の市の責任について

- ①園の運営及び保育内容等について、必要に応じて指導及び監督を行います。
- ②保育士等の研修その他の人材育成について積極的支援を行います。
- ③三者による話し合いに基づく合意事項が確実に実施されているか逐次確認するとともに、問題が発生した場合は調整に入り、必要に応じて改善・指導を行います。
- ④民営化後3年以内に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていきます。

9. 転園を希望する場合について

とよだ保育園在籍児が、他の市内保育園へ転園を希望する場合は以下の方法で優先措置を行います。

- 1) 時期 平成 27～31 年度にとよだ保育園から転園を希望する場合、優先措置を実施します。
- 2) 方法 利用調整指数に 10 点を加点します。
- 3) 対象 平成 27 年度のとよだ保育園在籍児です。
- 4) 転園申請の際の注意事項
 - ①転園申請を提出しても、必ず転園が決定するということではありません（転園希望先の保育園に募集枠がない場合など）。転園が決定しなかった場合は引き続きとよだ保育園に在籍となります。
 - ②転園が決定した場合は、いかなる理由があっても転園決定を取り消すことは出来ません。転園決定後にとよだ保育園へ戻ることを希望する場合は、再度、転園申請の提出が必要です。その際は、優先措置の対象としません。
 - ③在園児以外の兄弟姉妹については優先措置の対象としません。

(参考) 保育事業者が遵守すべき関係法令 ※全てを網羅しているわけではありません。

【運営関係】

1	平成 24 年 3 月 30 日東京都条例第 43 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
2	平成 24 年 4 月 30 日東京都規則第 47 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準の関する条例施行規則」
3	平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号「東京都設置認可等事務取扱要綱」
4	昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号「児童福祉法」
5	昭和 23 年 3 月 31 日政令第 74 号「児童福祉法施行令」
6	昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」
7	平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号「保育所保育指針」
8	平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号通知「保育所の設置認可等について」
9	平成 13 年 3 月 30 日雇児保第 10 号通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」
10	平成 10 年 2 月 13 日児保第 3 号通知「保育所への入所の円滑化について」
11	平成 14 年 12 月 25 日雇児発第 1225008 号通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」
12	平成 23 年 9 月 2 日厚生労働省令第 112 号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 4 条の基準を定める省令」
13	平成 23 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 314 号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 4 条の規定に基づく厚生労働大臣が指定する地域」
14	昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号「社会福祉法」
15	平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号・社援第 1352 号・老発第 514 号・児発第 575 号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
16	平成 14 年 3 月 19 日 13 福総監第 917 号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）」
17	平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」別添社会福祉法人指導監査要綱
18	平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
19	昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号「労働基準法」
20	昭和 22 年 8 月 30 日厚生省令第 23 号「労働基準法施行規則」
21	平成 5 年 6 月 18 日法律第 76 号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」
22	平成 3 年 5 月 15 日法律第 76 号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」
23	平成 3 年 10 月 15 日労働省令第 25 号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」
24	平成 3 年 12 月 20 日基発第 7 1 2 号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」
25	平成 21 年 12 月 28 日雇児発第 1228 第 2 号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」

26	昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」
27	昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号「労働安全衛生法」
28	昭和 47 年 8 月 19 日政令第 318 号「労働安全衛生法施行令」
29	昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号「労働安全衛生規則」
30	平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号「建築物の耐震改修の促進に関する法律」
31	平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」
32	昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号「水道法」
33	昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号「水道法施行令」
34	昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号「水道法施行規則」
35	平成 8 年 7 月 19 日社援施第 116 号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」
36	昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号「消防法」
37	昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号「消防法施行令」
38	昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号「消防法施行規則」
39	昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
40	平成 12 年 12 月 22 日条例第 202 号「東京都震災対策条例」
41	平成 13 年 4 月 6 日消防庁告示第 2 号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」
42	昭和 55 年 1 月 16 日社施第 5 号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」
43	昭和 48 年 4 月 13 日社施第 59 号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」
44	平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

【保育内容関係】

1	昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号「児童福祉法」
2	平成 24 年 3 月 30 日東京都条例第 4 3 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
3	平成 24 年 3 月 30 日東京都条例第 47 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
4	平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
5	平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号「保育所分園の設置運営について」
6	平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号「保育所保育指針」
7	平成 20 年 3 月 28 日雇児保発第 0328001 号「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」
8	平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号「児童福祉行政指導監査の実施について」
9	平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号「児童虐待の防止等に関する法律」
10	平成 10 年 2 月 18 日児発第 85 号「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」
11	平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
12	平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号「食育基本法」

13	平成 16 年 3 月 29 日雇児保発第 0329001 号「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」
14	平成 22 年 3 月 30 日雇児発 0330 第 8 号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」
15	平成 22 年 3 月 30 日雇児母発 0330 第 1 号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」
16	平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号「健康増進法」
17	平成 15 年 5 月 1 日規則第 153 号「健康増進法施行細則」
18	平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 3 号「特定給食施設に関する指導及び支援について」
19	平成 15 年 5 月 31 日 15 健地健第 143 号「特定給食施設指導実施要綱」
20	昭和 28 年 10 月 20 日条例第 111 号「食品製造業等取締条例」
21	昭和 28 年 11 月 1 日規則第 183 号「食品製造業等取締条例施行規則」
22	平成 9 年 3 月 31 日社援施第 65 号「社会福祉施設における衛生管理について」
23	平成 9 年 6 月 30 日児企第 16 号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」
24	平成 13 年 8 月 1 日雇児総発第 36 号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
25	昭和 35 年 8 月 27 日 35 衛公食第 297 号「仕出し屋および集団給食施設において提供される食品による中毒の防止について」
26	平成 8 年 7 月 25 日社援施第 117 号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」
27	昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号「労働安全衛生規則」
28	昭和 41 年 7 月 27 日児発第 470 号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
29	平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号「保育所における調理業務の委託について」
30	平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号「保育所における食事の提供について」
31	昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号「学校保健安全法」
32	昭和 33 年 6 月 10 日政令第 174 号「学校保健安全法施行令」
33	昭和 33 年 6 月 13 日文部省令第 18 号「学校保健安全法施行規則」
34	平成 17 年 2 月 22 日雇児発第 0222001 号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
35	平成 8 年 6 月 18 日社援施第 97 号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
36	平成 16 年 1 月 20 日雇児発第 0120001 号、障発第 0120005 号「児童福祉施設等における衛生管理等について」
37	昭和 46 年 7 月 31 日児発第 418 号「児童福祉施設における事故防止について」
38	昭和 57 年 7 月 2 日 57 福児母第 353 号「保育所における事故防止について」
39	平成 27 年 2 月 16 日府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
40	平成 27 年 3 月 27 日 26 福保子保第 2984 号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」26 福保子保第 2984 号

【会計関係】

1	平成 23 年 7 月 27 日社援発 0727 第 1 号、老発第 0727 第 1 号「社会福祉法人会計基準の制定について」
2	平成 23 年 7 月 27 日社援基発 0727 第 1 号、老総発第 0727 第 1 号「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」別紙 1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」
3	平成 23 年 7 月 27 日社援基発 0727 第 1 号、老総発第 0727 第 1 号「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」別紙 2「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」
4	平成 12 年 2 月 17 日社援施第 7 号通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
5	平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号通知「社会福祉法人会計基準の制定について」
6	平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号通知「保育所運営費の経理等について」
7	平成 12 年 3 月 30 日児保第 12 号通知「「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて」
8	平成 12 年 6 月 16 日児保第 21 号通知「「保育所運営費の経理等について」の運用等について」
9	平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号、社援発第 1275 号、老発第 274 号局長通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
10	平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」
11	平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号及び児企第 33 号課長通知「社会福祉法人の認可について」の別紙「社会福祉法人審査要領」
12	平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号別紙 2「社会福祉法人定款準則」
13	昭和 51 年 1 月 31 日社援第 25 号別紙 1「社会福祉法人経理規程準則」
14	平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号通知「保育所の設置認可等について」
15	平成 19 年 3 月 30 日付 18 福保子支第 1701 号通知「『東京都保育所事業実施要綱』の廃止に伴う保育所補助金の弾力的運用の取扱い等について」
16	昭和 51 年 1 月 31 日社援第 25 号通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
17	昭和 51 年 1 月 31 日社援第 25 号の 2 通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
18	昭和 29 年 5 月 10 日児発第 231 号通知「私立児童福祉施設の財務事務の取扱いについて」